

指名業者 各位

銚田市長 井川 茂樹

指 名 競 争 入 札 通 知 書

下記工事等の指名競争入札の参加者として指名したので、通知します。

入札に付する事項	工事番号及び工事名	08 道修第 3-5 号 道路維持修繕工事（旭地区）		
	施 工 場 所	銚田市 旭 地区		
	工 期	契約日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日限り		
設計書(仕様書及び図面を含む)の閲覧日時場所		・閲覧は実施しない（別添のとおり） ・質疑については 9 月 16 日午後 4 時までに電子入札システムの説明要求により質問すること。 ・回答については 9 月 18 日に電子入札システムの入札説明書・案件内容の画面に掲載する。	事業担当課	道路建設課
入札執行の日時・場所		令和 8 年 10 月 2 日 午前 9 時 15 分(予定)	場 所： 銚田市役所 3 階 第 3 会議室	
入 札 保 証 金		免除・要	要の場合の割合（100分の ）	
契 約 保 証 金		1 建設工事請負契約については金銭的保証を原則とし、請負代金額の 10 分の 1 以上を求める。（ただし、建築一式工事にあつては、1,000 万円未満の場合、その他の工事にあつては 500 万円未満の場合を除く。）		
予 定 価 格		¥7,350,000 円（税抜）		
最低制限価格		有 ・ 無	低入札価格調査	有 ・ 無
積算内訳書の提出		有 ・ 無	前 払 金	有 ・ 無 （請負金額が 500 万円以上の工事で、保証事業会社の保証書を提出した場合）
中 間 前 払 金		有 ・ 無 （銚田市公共工事に係る中間前金払取扱要綱の規定による）	請負契約書の作成	要する。
入 札 書 様 式		市所定の用紙による。		
入 札 方 式		入札回数は 1 回とする。		
注 意 事 項		1 入札に際しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、銚田市契約規則（平成 17 年銚田市規則第 32 号）、銚田市建設工事執行規則（平成 17 年銚田市規則第 102 号）、銚田市建設コンサルタント業務執行規則（平成 17 年銚田市規則第 103 号）、銚田市建設工事等の契約事務に関する規程（平成 17 年銚田市訓令第 69 号）、銚田市電子入札運用基準（平成 22 年 2 月施行）、銚田市電子入札要領（平成 22 年 2 月施行）を遵守すること。 2 入札書を指定日時までに提出しないときは無効とする。 3 提出した入札書の引換え、変更又は取り消しは認めない。 4 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。 5 <u>入札書の提出は、令和 8 年 9 月 30 日から令和 8 年 10 月 1 日(土・日・祝日を除く)の午前 9 時から午後 4 時までに電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による承諾を得ている場合に限り、郵送（一般書留、簡易書留、配達証明のいずれか）により提出することができる。入札書を郵送で提出する場合は、令和 8 年 10 月 1 日午後 4 時到着期限とする。</u> 6 部分払はしない。 7 この工事に希望する請負金額が、建設業法施行令第 27 条の 13 に該当するもの(建築一式工事 1,500 万円以上、その他の建設工事 500 万円以上)である場合は、契約締結日から 1 年 7 箇月以内の審査基準日の経営事項審査を受けていない者は、この入札に参加できない。 8 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札は無効とする。 9 落札後、契約書を正副 2 部作成し、返信用封筒を同封のうえ郵送にて提出すること。 10 本工事の受注者は、次の要件を満たす建設工事で、本工事の現場代理人が他の一つの工事の現場代理人を兼務するときは、あらかじめ書面（特記仕様書 様式第 1 号）により届け出ることにより、2 件までを限度とし現場代理人を兼務できるものとする。 ・市が発注する建設工事の契約金額が共に 4,500 万未満（税込み）の建設工事とする。なお、国及び県の発注工事であっても当該発注者が兼務を認める時は、兼務が出来るものとする。		